

粒子線治療等高度医療に関する調査研究会設置要綱

(設置)

第1条 高度医療の在り方検討委員会報告書を踏まえ、粒子線治療等高度医療に係る国や研究機関等の動向・状況等について情報収集を行うとともに、関係者から意見を聴取し、本県における適切な対応について調査研究を行う場として、「粒子治療等高度医療に関する調査研究会（以下「調査研究会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査研究会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び研究を行う。

- (1) 粒子線治療等高度医療に係る治療装置の開発等に関すること
- (2) 粒子線治療等高度医療に係る医療保険制度に関すること
- (3) 粒子線治療等高度医療に係る患者需要等に関すること
- (4) その他必要事項

(組織)

第3条 調査研究会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 調査研究会に委員長を置き、委員長は委員の中から選出する。

3 委員長は、調査研究会を召集し、会務の総理及び会議の議事進行を行う。

4 委員長は、委員以外の者に対し、調査研究会への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第4条 調査研究会の庶務は、山梨県福祉保健部医務課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調査研究会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。

この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

別 表

粒子線治療等高度医療に関する調査研究会 委員名簿

	所属・役職等
1	山梨大学医学部地域医療学講座教授
2	山梨大学医学部放射線医学講座教授
3	山梨県医師会理事
4	山梨県立中央病院長
5	山梨県福祉保健部医務課長
6	山梨県福祉保健部健康増進課長